

香川森林管理事務所交渉（非現業全国林野関連労働組合）
議 事 要 旨

1 日時：平成27年1月16日（金） 13：00～14：00（60分）

2 場所：香川森林管理事務所会議室

3 出席者

香川森林管理事務所

眞鍋宏二所長、栄田和昭調整官、石田俊郎総括事務管理官

全国林野関連労働組合四国地方本部香川分会

山下昭彦執行委員長、横山満副執行委員長、山崎賢一書記長、

山田正秋執行委員、藤川優太執行委員

4 交渉事項

- ・森林事務所の事業実行に関わる労働条件について
- ・職場環境の適正化について

5 議事概要

- ・森林事務所の事業実行に関わる労働条件について

組合）森林事務所にあつては、複数担当区を受け持つことで管轄区域が広域化する中、事業量の増加や対外的な対応等が増加しており、また、臨時雇用や本所職員による応援にも限界があることから森林官への負担が増加している。地域技術官の早期配置により具体的な負担軽減を図ること。

当局）地域技術官については、これまで当所への配置がされていないが、現時点では非常勤職員の雇用による対応のほか、本所職員の応援、収穫調査の委託、測定業務の請負等での対応を実施し森林官の負担軽減に努めているところである。

- ・職場環境の適正化について

組合）請負事業現場の中には、事業の大幅な遅れがあり監督職員への業務の負担が増加している。香川所として事業体へ具体的な指導をおこない、担当者の負担軽減を図ること。

当局）林業事業体数が少ない中、事業体の育成は必要不可欠と考えており、当該事業体についても事業実行体制を適切に行うよう所長自ら先頭に立って指導を行うこととした。

組合）経営担当については、今年度は計画予備編成に係る大変な業務も加わり負担が増加していることから、担当者の負担軽減として業務分担等を明確にすること。

当局）経営業務については、本年度は、通常の業務に加え5年に一度の計画予備編成に係る業務があり、担当職員には大変ご苦勞をかけていることから、9月からは非常勤職員1名を雇用し図面の整理や資料の作成・チェック等の業務を行わせるなど担当職員

の負担軽減に努めているところである。編成業務は各事業とも関連しているため資料等のとりまとめは経営担当者をお願いする必要があるが、各総括や関係する担当者とも連携して進める必要があると考えている。また、管理者自ら編成作業の整理や内容チェックを行うなどフォローを行い、担当職員の負担軽減に努めて参りたい。

組合) 年次休暇の取得状況が低い職員がいるが、計画的な取得ができるよう指導すること。また、超過勤務命令にあたっては職員の健康状態にも十分留意し適切に行うこと。

当局) 年次休暇の取得については、職員の活力増進やゆとりある生活の実現にとって重要なことであり、ひいては公務の効率的な運営にも寄与すると認識しており、引き続き計画的な取得について職員に呼びかけていく考えである。また、超過勤務命令にあたっては、業務の緊急性や健康状態にも留意し、職員に過度の負担を生じさせないように、適切に対応していく考えである。